

寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ

あなたが国や地方公共団体(ふるさと納税など)、特定公益増進法人などに対し、2,000円を超える寄附をした場合には、寄附金控除の適用を受けることができます。

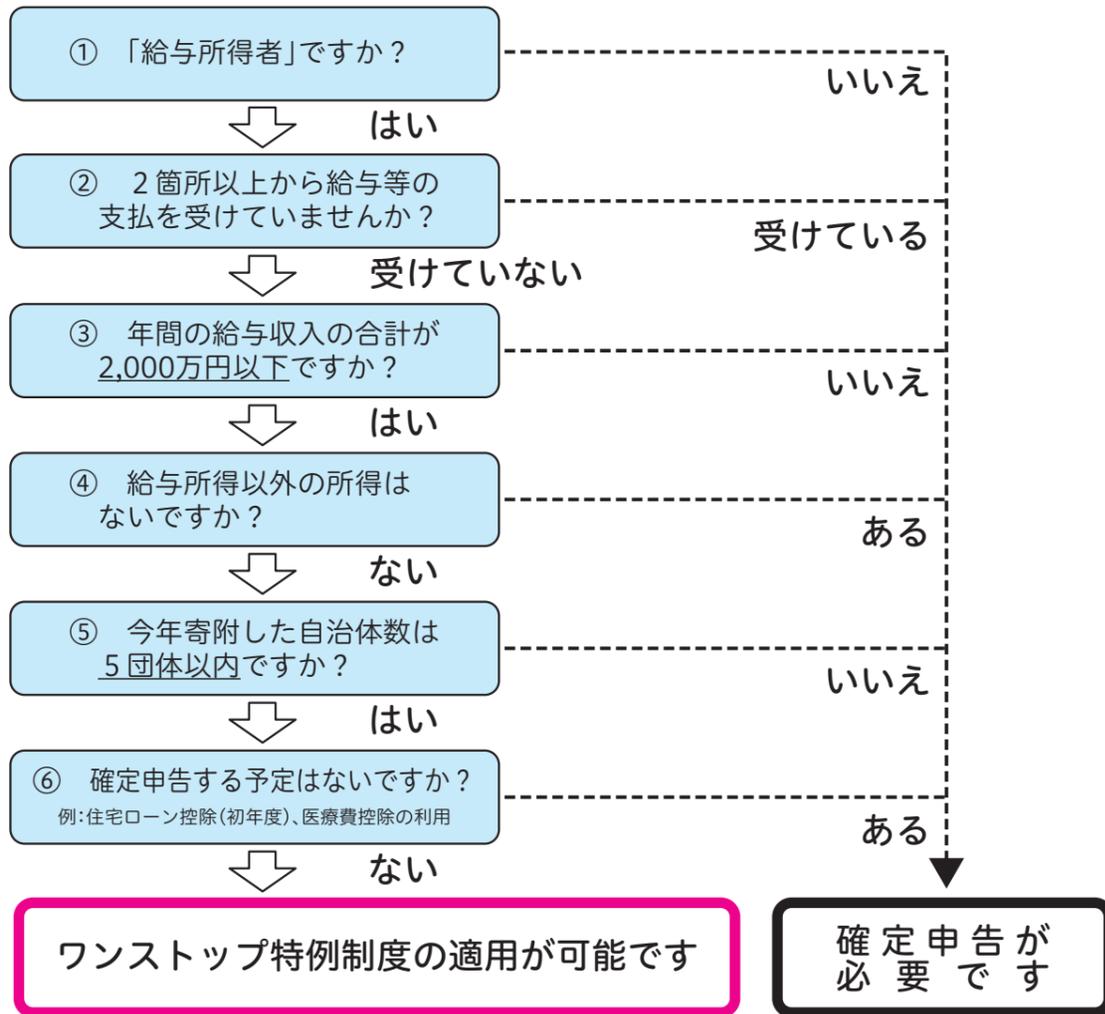
I ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として、**所得税及び復興特別所得税(以下「所得税」といいます。)**の確定申告は不要です(所得税の控除額も個人住民税から控除されます。)

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体に対する寄附金については、ふるさと納税の対象となりません(指定の有無については総務省のホームページをご確認ください。)

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



ふるさと納税の申告漏れにご注意ください!!

次の場合に該当する方は、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

- ① 所得税の確定申告書を提出する場合(医療費控除の適用を受けるために、確定申告をする場合など)
- ② ふるさと納税先の自治体数が6団体以上となる場合

中(裏面)にスマートフォンで申告する場合の入力例が記載されています。

※ マイナポータルと連携することで、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、確定申告書へ自動入力することが可能となります。

マイナポータル連携特設ページはこちら

II 寄附金控除の対象となる寄附金について

- 1 国に対する寄附金
- 2 地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税など)
- 3 指定寄附金(※2(A))(※3)
- 4 特定公益増進法人に対する寄附金
 - ① 独立行政法人(※2(A))(※3)
 - ② 一定の要件を満たす地方独立行政法人
 - ③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社
 - ④ 公益社団法人・公益財団法人(※2(A))
 - ⑤ 私立学校法人で、学校、専修学校及び各種学校の設置を主たる目的とする法人(※2(A))
 - ⑥ 社会福祉法人(※2(A))
 - ⑦ 更生保護法人(※2(A))
- 5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭
- 6 NPO法人に対する寄附金

都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人等(※2(B))
(上記以外のNPO法人は寄附金控除の対象となりません。)
- 7 政治活動に関する寄附金
 - ① 政党(支部を含みます。)、政治資金団体(※2(C))
 - ② 資金管理団体、その他の政治団体、一定の公職の候補者
- 8 特定新規中小会社が発行した特定新規株式の取得に要した金額のうち一定の金額

- ※1 学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは、控除の対象なりません。
- ※2 これらの寄附金のうち、一定の要件を満たすものについては、所得税控除に代えて税額控除を選択することができます。控除の種類(A②(B)③の別)及び添付書類については、IIIをご覧ください。
- ※3 国立大学法人、公立大学法人及び一定の独立行政法人の行う修学支援事業等に充てられる寄附金については、税額控除の適用の対象となります。
- ※4 寄附金控除の対象となるかご不明な場合は、寄附先の団体等にご確認ください。

III 確定申告で寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告書に次の書類を添付して、所轄税務署に提出する必要があります。

「所得控除」を適用する場合の添付書類

共通に必要な書類(1~6)	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(領収書) ※ 令和3年分の確定申告から、ふるさと納税の場合は、「寄附金の受領証」に代えて、特定事業者(該当事業者は国税庁ホームページをご確認ください。)の発行する年間寄附金額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。
II区分の寄附金に応じて	4②、⑤
	特定公益増進法人である旨の証明書の写し
	5
	特定公益信託である旨の認定書の写し
	7
	選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」 ※ 確定申告書を提出するまでに、「寄附金(税額)控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて寄附金の受領証の写しを添付して確定申告をし、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

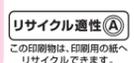
- ※1 平成30年分の確定申告から、上記の添付書類に代えて、その書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面(電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付することができます。
- ※2 IIの8の寄附金について控除の適用を受ける場合は、一定の計算明細書や確認書等が必要となります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

「税額控除」を適用する場合の添付書類

①公益社団法人等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18の3)	・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・一定の証明書等(寄附先の法人により異なります。)
②認定NPO法人等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18の2)	・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ・認定NPO法人等から交付された一定の事項を証する書類
③政党等寄附金特別控除(租税特別措置法第41条の18)	・政党等寄附金特別控除額の計算明細書 ・選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」

※ 税額控除を適用する場合の、各種「計算明細書」及び添付書類についての詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

「所得控除」又は「税額控除」のいずれかを選択し適用した場合には、その後の修正申告や更正の請求において、選択を変更することはできませんので、ご注意ください。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。



スマートフォンで、年末調整済みの給与所得者がふるさと納税（寄附金控除）を申告する場合の入力例

STEP 1 作成前の確認事項（送信方法）

- 申告書の提出方式を確認します。
- ① マイナンバーカード方式
 - ② ID・パスワード方式
 - ③ 書面

以下では、マイナンバーカード方式の手順を示します。

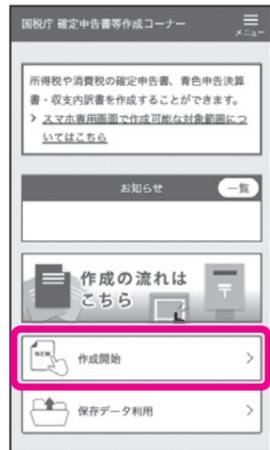
STEP 2 作成前の事前準備

マイナポータルアプリをインストールします。インストール済の方はSTEP3へ。



STEP 3 作成コーナーにアクセス

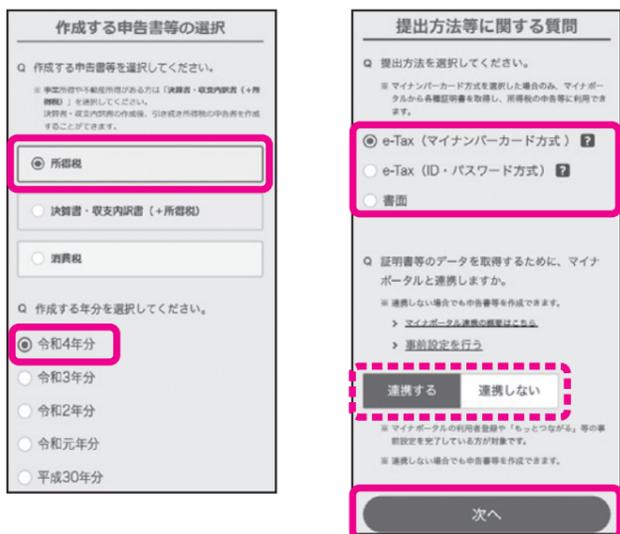
下のQRコードを読み取り、「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」をタップします。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。※画面は開発中のものですので実際の画面と異なる場合があります。

STEP 4 作成する申告書等の選択

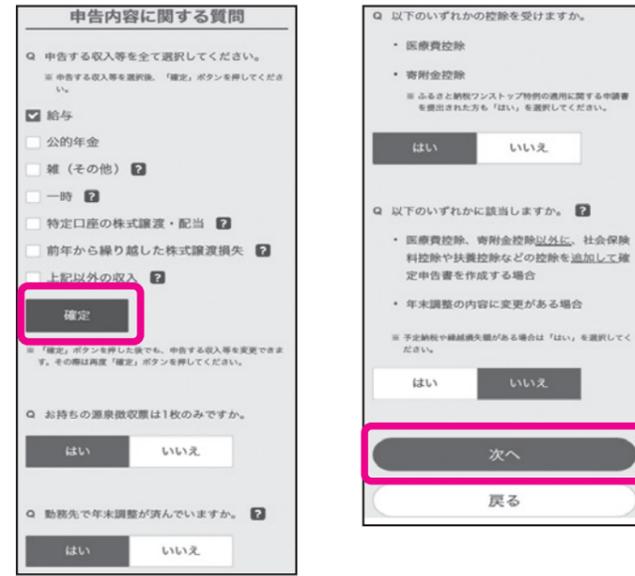
所得税及び作成する年分を選択し、提出方法に関する質問に回答・選択します。回答・選択が完了したら「次へ」をタップします。



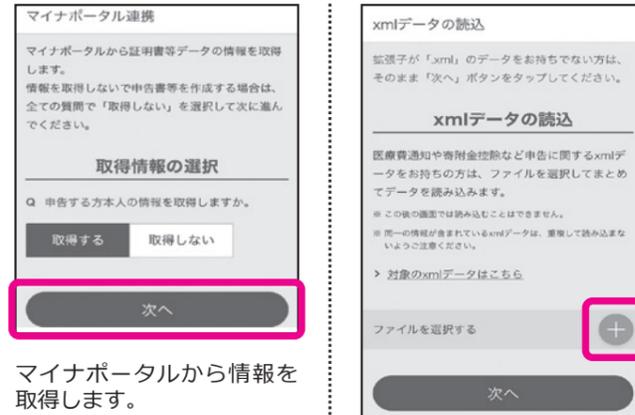
※マイナポータル連携を行う場合は事前設定が必要です。

STEP 5 申告内容に関する質問

表示される申告内容に関する質問に回答・選択します。回答・選択が完了したら「次へ」をタップします。



STEP 6 マイナポータル連携・xmlデータの読込



マイナポータルから情報を取得します。

「次へ」をタップして、画面の案内に沿って進んでください。

※STEP4で「連携しない」を選択した方は、この画面は表示されません。

STEP 7 源泉徴収票の入力

「カメラで源泉徴収票を読み取る」をタップし、源泉徴収票を読み取ります。

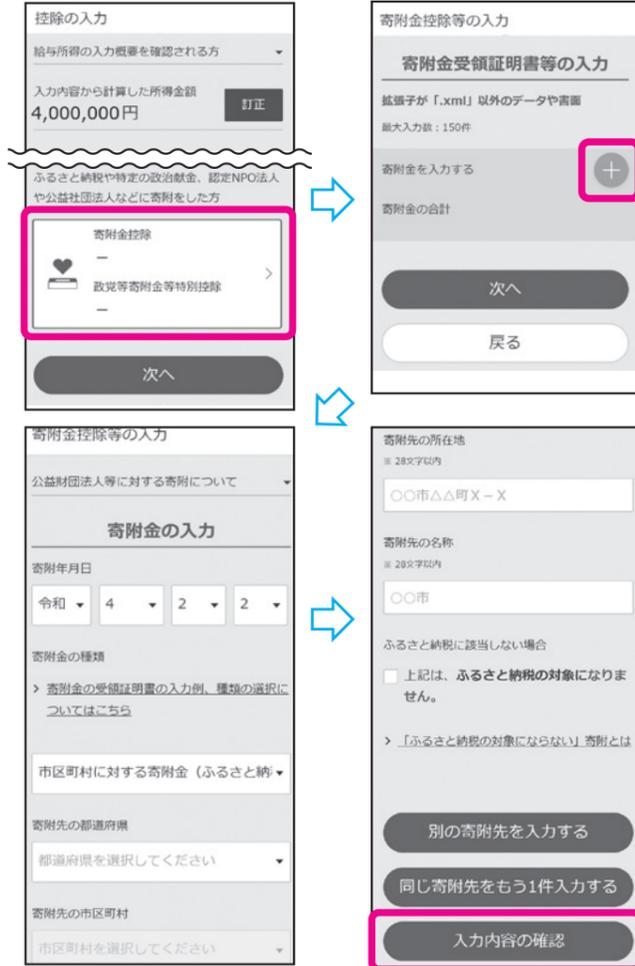
※読み取る際は、明るいところでピントを合わせ、表示されたフレーム内に源泉徴収票の全体が写るようにできるだけ大きく撮影してください。

読み取りができない場合、直接入力から各項目を入力してください。



STEP 8 寄附金控除の入力

画面の案内に沿って、1件ずつ寄附金の内容を入力します。※STEP6でデータの読込等を行った場合は、読込データを確認してください。



全件入力後、「入力内容の確認」をタップします。



寄附金控除の入力方法を動画で見る

STEP 9 計算結果の確認



画面の案内に沿って進むと、計算結果の確認画面が表示されるため、内容を確認し、還付金の受取口座、公金受取口座の登録及び通知等がある場合、e-Taxでの通知希望に関する質問に回答・選択後、「次へ」をタップします。

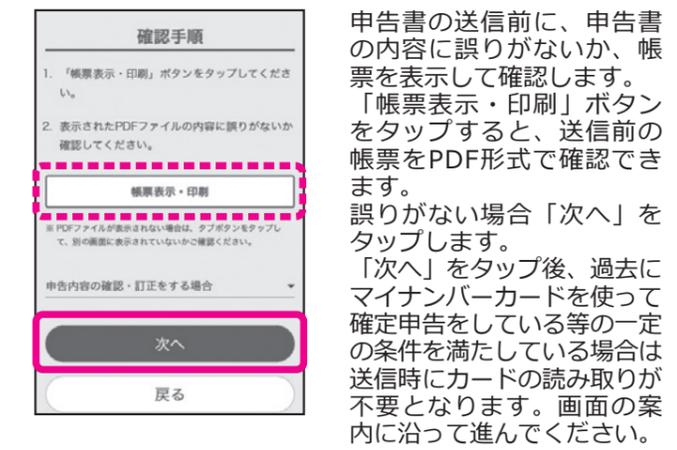
※既に公金受取口座を登録している方については、「登録しない」を選択してください。

※公金受取口座の変更を行う場合は、マイナポータルから変更の手続きを行ってください。

STEP10 マイナンバーの入力

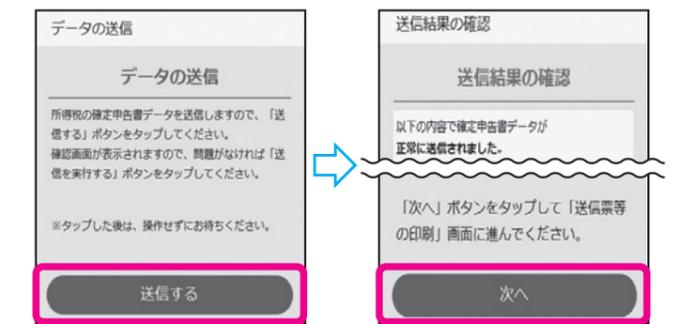
申告される方本人や扶養親族等のマイナンバーを入力し、「次へ」をタップしてください。

STEP11 送信前の申告内容確認



申告書の送信前に、申告書の内容に誤りがないか、帳票を表示して確認します。「帳票表示・印刷」ボタンをタップすると、送信前の帳票をPDF形式で確認できます。誤りがない場合「次へ」をタップします。「次へ」をタップ後、過去にマイナンバーカードを使って確定申告をしている等の一定の条件を満たしている場合は送信時にカードの読み取りが不要となります。画面の案内に沿って進んでください。

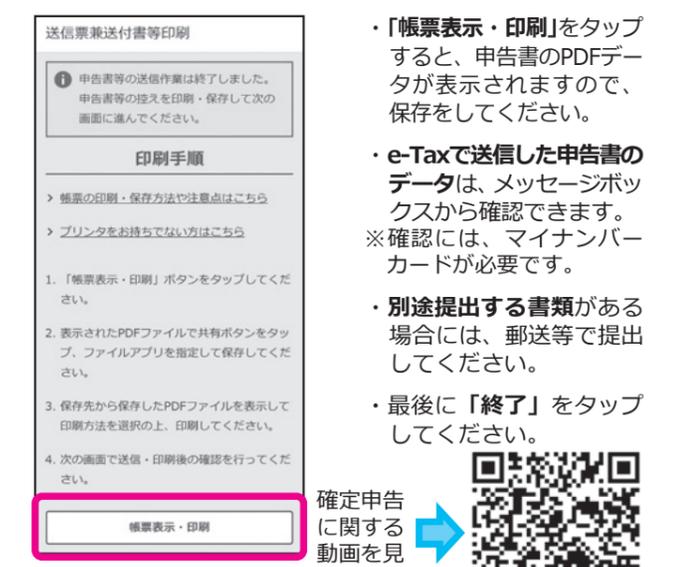
STEP12 送信及び送信結果の確認



「送信する」をタップして、確定申告書データを送信します。

送信に成功した場合、「送信票等印刷へ進む」をタップします。

STEP13 申告書データの保存等



・「帳票表示・印刷」をタップすると、申告書のPDFデータが表示されますので、保存してください。

・e-Taxで送信した申告書のデータは、メッセージボックスから確認できます。※確認には、マイナンバーカードが必要です。

・別途提出する書類がある場合には、郵送等で提出してください。

・最後に「終了」をタップしてください。

確定申告に関する動画を見る



以上で申告手続は終了です。